

○ひたちなか市環境美化里親制度実施要綱

平成20年3月26日

告示第35号

(趣旨)

第1条 愛情と責任を持って緑豊かで美しいまちづくりを進めるため、市民団体等が無償で本市の所有する道路等の公共用地（以下「公共用地」という。）の美化活動等を行うひたちなか市環境美化里親制度（以下「里親制度」という。）の実施については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 里親制度に参加するもの（以下「里親」という。）は、個人又は法人その他の団体（以下「団体等」という。）とする。

(実施方法)

第3条 里親制度は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 里親になることを希望する団体等が自ら区域及び方法を定めて市長に申し出るもの

(2) 市長が区域及び方法を定めて里親を募集するもの

(活動内容等)

第4条 里親は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 区域内の清掃

(2) 区域内の緑化、除草及び樹木のせん定

(3) 区域内の施設の損傷等についての情報提供

(4) その他市と協定したもの

2 里親は、活動する区域の愛称を定めることができる。

3 市長は、次に掲げるもののうち里親が第1項の活動を行う際に必要と認めるものを予算の範囲内において行うものとする。

(1) 物品の貸与

(2) 里親のための保険への加入

(3) 里親名等を記した看板の設置

(4) その他市長が必要と認めたもの

4 里親は、里親制度の対象となる公共用地を目的以外に利用してはならない。

(協定)

第5条 里親になることを希望する団体等は、環境美化里親申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出を受けた場合においてその内容が適切であると認められるときは、当該団体等と里親協定書（様式第2号。以下「協定書」という。）を取り交わすものとする。

3 協定書は、取り交わした日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する協定の解消がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協定の解消）

第6条 里親は、協定の解消を希望するときは、環境美化里親辞退届（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、協定を解消することができるものとする。

（1） 前項の届出があったとき。

（2） 里親の活動が協定書の内容と異なるとき。

（3） 里親が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

（4） 当該公共用地を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。

（5） その他市長が特に必要と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により協定を解消するときは、環境美化里親協定解消通知書（様式第4号）により当該里親に通知するものとする。

（活動計画及び連絡）

第7条 里親は、協定書の取り交わし後速やかに環境美化里親年間活動計画書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 里親は、活動しようとするときで、前項の計画書の内容に変更がある場合は、事前に市長に連絡するものとする。

3 里親は、協定の解消がされない場合は、翌年度の環境美化里親年間活動計画書を協定の有効期限までに市長に提出するものとする。

（活動報告）

第8条 里親は、当該年度の活動状況を環境美化里親活動報告書（様式第6号）により翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

2 里親は、第6条第2項の規定により、協定の解消がされた場合は、活動状況を環境美化里親活動報告書により速やかに市長に報告するものとする。

（市長が募集する場合の特例）

第9条 市長は、第3条第2号の規定により、市長が区域及び方法を定めて里親を募集する場合には、第5条から第8条までの規定にかかわらず、協定及び

協定解消の手続き並びに活動計画及び活動報告の方法について別に定めることができるものとする。

(連絡調整)

第10条 里親制度の円滑な実施のために必要な関係部課との連絡調整は、企画部企画調整課が行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

環境美化里親申出書		
年 月 日		
(あて先)ひたちなか市長		
住所又は所在地 氏名又は名称及び 代表者氏名 電話番号		
公 共 用 地 の 種 類 , 名 称 等	(1) 道路 ア市道()線 イ場所 (2) その他の施設	
活 動 内 容	開始予定年月日	年 月 日
	年間活動の回数	回
	活 動 の 内 容	1 清掃 2 緑化・除草・樹木のせん定 3 施設の損傷等の連絡 4 その他()
愛称設定希望の有無	有 ・ 無	
里親名表示希望の有無	有 ・ 無	
花壇, フラワーポット, 植栽希望の有無	有 ・ 無	
リサイクル土希望の有無	有 ・ 無	

添付書類

参加者名簿(個人の場合は提出不要)

様式第2号(第5条関係)

里親協定書

ひたちなか市環境美化里親制度の実施について、 _____
(以下「参加団体等」という。)とひたちなか市長(以下「市長」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道路などを愛情と責任を持って清掃、緑化、除草、樹木のせん定及び情報提供等を行うひたちなか市環境美化里親制度の実施に当たり、ひたちなか市環境美化里親制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設等)

第2条 里親の対象施設、対象区間等は次のとおりとする。

(1) 道路の場合

路線名 区間	市町村道△△線(延長 km) から まで
路線名 区間	その他 (延長 km) から まで

(2) その他の施設の場合

(参加団体等の役割)

第3条 参加団体等は、前条に定める対象施設において、次に掲げる里親の活動(以下「里親活動」という。)のいずれか又はすべてを行うものとする。

(1) 道路施設を環境美化里親制度の対象とする場合は、対象区間の歩道、路肩及び緑地帯等について、年間 回、清掃美化活動等を行い、常に道路を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

(2) 参加団体等は、除草、植樹の手入れ、補植及びかん水、施肥等の作業を実施する。
ただし、新たに花壇やフラワーポット等を設置し、又は樹木を植えようとするときは、事前に道路管理者と協議するものとする。

(3) 参加団体等は、前条に定める対象施設等に異常を発見したときは、速やかに道路管理課に通報するものとする。

(愛称の設定)

第4条 参加団体等は、対象区間の愛称を設定することができる。

(留意事項)

第5条 里親活動における留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 樹木の剪定を行う場合は、危険防止のため3m以上の場所で剪定を行わないものとする。
- (2) 緑化に伴い、フラワーポット等を設置しようとするときは、道路管理課と協議するものとする。
- (3) ごみの排出は、市の分別方法に従って、回収したごみを市から支給される指定のごみ袋に入れ、燃えるごみのうちリサイクル可能な枝、葉、草とリサイクルできない太い枝、竹類と燃えないごみを分別し、里親活動を行った場所に整理して排出するものとする。

この場合、リサイクル可能な草の土は、極力落とすものとする。

- (4) 枝で直径4cm以上のもの、竹、笹、枯損木、根等はリサイクルできないのでリサイクル分と分別して排出するものとする。
 - (5) 排出されたごみは、市が回収するものとする。この場合、燃えるごみでせん定枝・葉や除草された草のうち、リサイクル可能なものはせん定枝再資源化試験場に搬入し、ごみ袋から取り出し、所定の場所に搬入するものとし、リサイクルできないものは焼却処分し、燃えないごみは、リサイクルセンターに搬入するものとする。
 - (6) 有害又は危険と思われる物質は、必要最低限の予防措置をとり、直ちに道路管理課に連絡するものとする。
 - (7) 案内表示、道路施設の破損、その他管理に関する障害があった場合は、道路管理課に連絡するものとする。
- 2 対象区間が長く、多量のごみの発生が予想される場合は、ごみ処理について施設管理者と年間計画等で事前に調整するものとする。
- 3 参加団体等は、賠償保険適用のため、必要な書類の提出を行うものとする。

(活動期間)

第6条 この協定に基づく里親活動期間は、協定締結の日から 年3月31日までとする。なお、工事の発生その他の事由により本協定の内容の履行が困難となった場合は、別途協議する。

(市の役割)

第7条 市長は、参加団体等の活動を積極的に支援するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 全体の連絡調整
 - (2) 参加団体等の清掃用具等の購入及び市民総合賠償保険への加入
 - (3) 参加団体等の名称が記載された表示板の対象施設内への設置
 - (4) 参加団体等の活動状況を市の広報紙へ掲載する等の積極的な広報
 - (5) 参加団体等が回収したごみの適切な処理
 - (6) その他参加団体等の里親活動を支援するために必要と認められる事項
- 2 前項第3号の表示板の設置については、参加団体の希望により団体名等を表記しないことができる。

(作業の安全)

第8条 参加団体等は、里親活動等を行うに当たっては、交通法令を遵守し、自己の責任において作業を行うとともに、安全に十分注意するものとする。

- 2 参加団体等(個人を除く。)の代表者は、里親活動を開始する前に構成員全員に安全指導を行い、安全対策及び予防策を適切に実施するものとする。

(施設管理者の指示)

第9条 各施設管理者は、施設管理上その他やむを得ない事情があるときは、参加団体等が植えた樹木等の撤去を指示することができる。

(活動計画、活動実績の報告)

第10条 参加団体等は、この協定締結後速やかに年間活動計画を市に報告するものとする。

- 2 この協定の解消がされない場合は、協定の有効期限までに、次年度の年間活動計画を市に報告するものとする。
- 3 参加団体等は、前2項の年間活動計画の内容に変更がある場合は、事前に市に変更内容を連絡するものとする。
- 4 参加団体等は、4月末日までに、前年度の活動状況を市に報告するものとする。
- 5 参加団体等は、第14条の規定により協定が解消されたときは、速やかに活動実績を市に報告するものとする。

(事故等の報告)

第11条 参加団体等は、里親活動中に事故等が発生したときは、直ちに施設管理者に連絡するものとする。

(損害賠償)

第12条 参加団体等の里親活動中に発生した事故等については、当該事故のうち市が加入する保険の範囲外の部分については市はその責任を負わないものとする。第三者との紛議についても同様とする。

(更新)

第13条 参加団体等は、第6条の活動期間が満了したとき、次条に定める協定の解消を行わない場合は、更に1年活動期間を継続するものとする。

(協定の解消)

第14条 市長は、参加団体等がこの協定の解消を申し出たとき、参加団体等がこの協定の内容を履行していないと認められるとき又は参加団体等としてふさわしくないと認められるときは、協定を解消し、第7条第1項第3号の規定により設置した表示板を撤去することができる。

(その他)

第15条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、参加団体等及び市長が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、参加団体等及び市長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市長

印

連絡先 ひたちなか市建設部道路管理課
電話 029—273—0111(内線6111)

様式第3号(第6条関係)

環境美化里親辞退届	
年 月 日	
(あて先)ひたちなか市長	
住所又は所在地 氏名又は名称及び 代表者氏名 電話番号	
公 共 用 地 の 種 類 , 名 称 等	(1) 道路 ア市道()線 イ場所 (2) その他の施設
協定書を取り交わした 年 月 日	
活動終了予定年月日	
備 考	

様式第4号(第6条関係)

環境美化里親協定解消通知書

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで協定を取り交わした環境美化里親制度について、次の理由により協定を解消しますので通知します。

ひたちなか市長



公共用地の種類, 名称等

協定解消理由

様式第5号(第7条関係)

環境美化里親年間活動計画書

年 月 日

(あて先)ひたちなか市長

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名
電話番号

1 活動区域(里親としての区間)

(1) 道路 ア市道()線 イ 場所

(2) その他の施設

2 活動計画

(1) 活動回数 年間()回

(2) 活動予定期日, 活動予定人数, 活動内容

活動予定期日	活動予定人数	活動内容	雨天時の対応	ごみの処理
月 日() 時 分から 時 分	大人 人 子供 人			市処理・その他
月 日() 時 分から 時 分	大人 人 子供 人			市処理・その他
月 日() 時 分から 時 分	大人 人 子供 人			市処理・その他
月 日() 時 分から 時 分	大人 人 子供 人			市処理・その他
月 日() 時 分から 時 分	大人 人 子供 人			市処理・その他

(3) 必要な支援

様式第6号(第8条関係)

環境美化里親活動報告書

年 月 日

(あて先)ひたちなか市長

住所又は所在地
氏名又は名称及び
代表者氏名
電話番号

活 動 年 月 日	活動区域	活 動 内 容	参加人数
備 考			

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)